

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課(06-6615-6484)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	単体ディスポーザの使用自粛
関連する 他局の名称	—
概要	単体ディスポーザで生ごみを碎いて排水処理槽等で処理せずに流すと、家庭内の排水管が詰まったりするだけでなく、公共下水道管の詰まりや悪臭の原因になるうえ、下水処理場で発生する汚泥量が増加するなど運転に支障をきたすおそれがあります。
根拠となる要綱等	ディスポーザ排水処理システム等の設置並びに公共下水道への接続に係る事務取扱要綱 (建設局下水道部施設管理課にて設置)
行政指導指針	排水処理槽等を備え、旧建設大臣および第三者評価機関により認定された、または適合評価を受けたディスポーザ排水処理システムについては設置を認めています。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010568.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010568.html</a>
備考	